

製品安全データシート

製造者情報

会社名 : 株式会社 和光ケミカル
 住所 : 神奈川県小田原市南鴨宮 1-1-1
 担当部門 : 技術部 担当者 : 田村 茂
 電話番号 : 0465-48-8114 FAX 番号 : 0465-49-1951
 緊急連絡先 : 技術部 電話番号 : 0465-48-8114
 作成日 1997年1月6日 (2004年10月1日 改定第6版)

製品名(化学名、商品名等) モリコンパウンド MC(品番:A150)
 株式会社クボタ品番:07908-56010

物質の特定 単一・混合物の区別 : 混合物
 成分及び含有量 :

化合物名	CAS-No.	労働安全衛生法	PRTR 法	含有量(%)
二硫化モリブデン	1317-33-5	通知対象物	指定物質 (1-346)	7.7% (Moとして)
潤滑油基油(鉱油)	8042-47-5	通知対象物	非該当	55~65
n-ヘプタン	142-82-5	通知対象物	非該当	30~40
イソブタノール	78-83-1	通知対象物	非該当	1~10
潤滑油添加剤	企業秘密の為 記載できない	非該当	非該当	企業秘密の為 記載できない
LPG		非該当	非該当	噴射剤

官報表示整理番号 : (化審法、安衛法)必要あるものは登録済み
 国連分類及び国連番号 : クラス 3.2(原液)、クラス 2.1(エアゾール)

危険・有害性の分類 分類の名称 : 引火性液体、高圧ガス
 危険性 : 消防法区分で、危険物第4類第1石油類に該当
 有害性 : 情報なし
 環境影響 : 情報なし

応急処置 目に入った場合 : 直ちに大量の清浄な流水で15分以上目を洗浄したのち、できるだけ早く医師の手当てを受ける。
 皮膚に付着した場合 : 接触部を石けんや中性洗剤を用い完全に落ちるまで(15分以上)大量の水で洗い流す。
 吸入した場合 : 呼吸が止まった時は、直ちに新鮮な空気のある場所に移動し、人工呼吸を行い暖かくして休ませた後、速やかに医師の指示を受けること。
 飲み込んだ場合 : 嘔吐した場合は、呼吸を妨げないように腰より頭を低く保つこと。その後速やかに医師の指示を受けること。症状に応じて処置し、これを続けること。

火災の処置	消火方法	<ul style="list-style-type: none"> : 火元へのガス燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。 : 注水は燃焼を拡大することがあるので禁止する。 : 水スプレーで周辺のタンク、建物を冷却し、延焼を防止する。 : 水スプレーは発生するガスを拡散したり、消火作業に従事している人を保護するものにも使用する。 : 発生するガスや燃焼生成物の吸入を抑えるために、消火作業は風上から行い、密封空間や通風の悪い場所など、必要に応じて吸気式呼吸器を着用する。
	火気及びその他の生命、健康状態の緊急危険時の対応：	<ul style="list-style-type: none"> ガス、蒸気粉塵混圧用の酸素呼吸器エアマスク、送風機式圧縮空気式ホースマスク、隔離式防毒マスク（フィルター付き）
	消火剤	<ul style="list-style-type: none"> : ABC 又は BC 型の粉末消火器。即ち、霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガスが有効である。
漏出時の措置	周囲の着火源を取り除く。	
	大量の場合	<ul style="list-style-type: none"> : 漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。作業の際には必ず保護具を着用する。漏洩した液は土砂などでその流れを止め、安全な場所に導いたのち、出来るだけ空容器に回収する。河川、下水道等へ排出しないように注意する。
	少量の場合	<ul style="list-style-type: none"> : 土砂、ウエス等に吸着させ空容器に回収し、その後を完全にウエス等で拭き取る。
	海上の場合	<ul style="list-style-type: none"> : オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸着マット等で吸い取る。薬剤を用いる場合は、運輸省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。
取扱い及び保管上の注意	取扱い	<ul style="list-style-type: none"> : 指定数量以上の量を取り扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。 : 炎、火花または高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。 : 常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意すること。 : 静電気対策を行い、作業着、靴等も導電性のものを使用する。 : 石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため換気及び火気への注意が必要である。 : 危険物が残存している機械設備などを修理または加工する場合は、安全な場所で危険物を完全に除去してから行うこと。
	保管	<ul style="list-style-type: none"> : 類の異なる危険物は同一の貯蔵所において貯蔵しないこと。 : 屋内貯蔵所では、自治省令で定める容器に収容し、品名ごとに取りまとめて貯蔵する。又、建築物の内壁から、0.3m 以上、危険物に品名ごとに 0.3m 以上の距離を置くこと。

暴露防止措置

化合物名	CAS-No.	管理濃度	ACGIH TLVs		日本産業衛生学会 TLV
			TWA	STEL	
二硫化モリブデン	1317-33-5	規定無し	5mg/m ³ (Moとして)		
鉍油	8052-41-3	規定無し	5mg/m ³ (鉍油ミストとして)		3mg/m ³ (鉍油ミストとして)
n-ヘプタン	142-82-5	規定無し	400ppm (1640mg/m ³)	500ppm (2050mg/m ³)	200ppm (820mg/m ³)
イソブタノール	78-83-1	50ppm	50ppm (152mg/m ³)		50ppm (150mg/m ³)

- 換気 : ミストが発生する場合は、発生源の密閉化、又は局所排気のこと。
その場合は適用法令の暴露限界以下になるように希釈して廃棄する。飛沫が飛ぶ場合には、眼への接触を避けるために、飛散防止に安全な保護眼鏡を着用のこと。
- 緊急時の目の洗浄 : 眼に入る恐れのある場所では、危険な取扱いをする作業場のすぐ近くに眼洗い場を用意すること。
- 衣類 : 長時間にわたり取り扱う場合又は濡れる場合は、耐油性などの適切な防護服を着て連続した皮膚への接触を避けられるようにすること。
- 手袋 : 手に触れないように、必要に応じて適切な手袋を着用のこと。
- マスク : 通常必要ないが、必要に応じて以下のマスクを着用のこと。
・ホコリ、粉塵用の特級又は1級防塵マスク
・ガス、蒸気、粉塵混圧用の吸引式ホースマスク、直結式防毒マスク(フィルター付き)
・ガス、蒸気用の吸引式ホースマスク、隔離式防毒マスク

物理/化学的性質	外観等	: 灰黒色の液状
	沸点	: 98 ~ 108
	融点	: -91 ~ -115
	揮発点	: あり
	蒸気密度	: 2.6 ~ 3.5 (15)
	溶解度 水	: 難溶

危険性情報(安定性・危険性)

- 引火点 : 約-4
- 発火点 : 223 以上
- 爆発範囲 : 1.2 ~ 6.7%
- 可燃性 : あり
- 発火性(自然発火性、水との反応性) : なし
- 酸化性 : なし
- 自己反応性・爆発性 : なし
- 粉塵爆発性 : なし
- 安定性 : 安定
- 反応性 : 強酸化剤との接触を避ける

有害性情報（人についての症例、疫学的情報を含む）

皮膚腐食性	: なし
感作性	: データなし
亜急性毒性	: データなし
慢性毒性	: データなし
急性毒性（50%致死量等を含む）	: 有用な情報なし
癌原生	: データなし
変異原生（微生物、染色体異常）	: データなし
生殖毒性	: データなし
催奇形性	: データなし
刺激性（皮膚、眼）	: 長期又は繰り返し接触する場合は、刺激性あり
その他（水と反応して有害なガスを発生する等を含む）	: 有用な情報なし

環境影響情報	分解性	: 現在のところ有用なデータ無し
	蓄積性	: 現在のところ有用なデータ無し
	魚毒性	: 現在のところ有用なデータ無し

廃棄上の注意	: 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。
	: 投棄禁止
	: 埋め立て処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃え殻について、政令指定の物質が総理府で定められた基準以下であることを確認しなければならない。
	: 燃焼する場合は、安全な場所で、かつ燃焼又は爆発によって他に危害又は損害を及ぼす恐れのない方法で行うと共に、見張りの人を付けること。
	: 空容器、不要容器は販売業者に返却する。
	: 廃棄時における関連法規 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 ・ 危険物の規制に関する政令 ・ 金属等を含む産業廃棄物に関わる判定基準を定める総理府令

輸送上の注意	航空法	: 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の「エアゾール」の基準に基づいて搭載する。
	船舶安全法	: 船舶による危険物の運送基準等を定める告示の「エアゾール」の基準に基づいて搭載する。
	道路交通法	: 運搬容器及び包装の外部に、品名、数量、危険等級及び「火気厳禁」の表示をする。 第一類及び第六類の危険物との混載禁止。 : その他関係法令の定めるところに従う。

適用法令	化審法及び労安法の既存化学物質名簿への登録
労働安全衛生法	: 通知対象物を含有する <ul style="list-style-type: none">・ 鉱油・ n-ヘプタン・ イソブタノール・ モリブデン化合物（非水溶性）
PRTR 法	: 第 1 種指定化学物質を含有する <ul style="list-style-type: none">・ モリブデン化合物（非水溶性）(1-346)
消防法	: 危険物第 4 類第 1 石油類
水質汚濁防止法	: 油分排出規制
海洋汚染防止法	: 油分排出規制（原則禁止）
下水道法	: 鉱油類排出規制
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	: 産業廃棄物規制
高圧ガス取締法	: LPG（噴射剤）
